

会員福祉

正会員の皆さんに対して、日衛会員福祉給付に加えて本会正会員福祉給付が施行されています。

本会会員福祉給付一覧表

2013/4/1発効日

給付の種類	給付対象	給付事由	給付の内容		備考
弔慰金	正会員	正会員死亡	5年未満	20,000円	弔電、密送することができる
			5年以上	30,000円	
	正会員親族	親族死亡	配偶者・子	10,000円	
			親(配偶者の親含む)	5,000円	
その他	特に会に功績のあった正会員	正会員死亡他	上記にそって会長及び3役の判断による		同上
見舞金	正会員	災害等により被害を受けた正会員	理事会の議を経て決める		給付は1会員年度内1回を限度とする
見舞金	正会員	病気入院の正会員			
結婚祝金	正会員	結婚した正会員	5,000円		
健康診断時の助成金	正会員	健康診断	1,000円		給付は1会員年度内1回を限度とする

* 給付にあたっては、事由の発生から3ヶ月以内に申し出のあった者に対して行う。
それ以降に申し出のあった者については、理事会において決める。

【福祉給付手続について】

日衛福祉給付に該当されました場合は、本会までご連絡下さい。
追って申請書を送付致します。

本会会員福祉給付の申請は、次項の正会員福祉給付申請書をコピーしてご記入の上、
本会事務所まで送付してください。

注) 準会員(学生会員)・賛助会員は本会が定める定款及び諸規則により、福祉給付の
対象ではありません。